

飯塚市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例(平成18年飯塚市条例第214号)第4条の規定に基づき、徴収区域を次のとおり定めたので公告する。

その関係図面は、飯塚市企業局企業管理課事務室に備え、縦覧に供する。

令和8年2月4日

飯塚市企業管理者 石 田 慎 二

1 徴収区域

菰田地区の一部

2 徴収区域の地番は、下表のとおりである。

ただし、地番は、令和7年1月1日現在の地番で表示した。

No.	大字	地番	地積(m <sup>2</sup> )	備考
1	菰田	726-1の一部	441.00	
		計 1筆	441.00	